

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第3編 租税特別措置法関係	第3編 租税特別措置法関係
第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税	第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税
第1項関係 (削除)	第1項関係 1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場（同条第8項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）を経営する酒類製造者が、同条第1項に規定する免税購入対象者に対し、免税酒類（措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する免税酒類をいう。以下同じ。）で、輸出するため同条第3項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、免税購入対象者が国内において消費するために購入する酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。 (注) 輸出酒類販売場における酒税の免税の対象となる酒類は、その購入者である免税購入対象者が国外に持ち出す酒類に限られるが、事業用又は販売用として購入され持ち出されることが明らかな酒類については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はない。
1 船舶観光上陸許可等を受けて在留する者の免税購入手続 措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に定める方法として、免税購入対象者（措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する免税購入対象者をいう。以下同じ。）が輸出酒類販売場（同条第8項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）において、旅券等（措置令第46条の8の2第2項第1号に規定する旅券等をいう。以下同じ。）又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面を提示することとされているから、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の2又は第16条から第18条まで《上陸の許可》に規定する上陸の許可を受けて在留する者については、同法第14条の2第4項、第16条第4項、第17条第3項又は第18条第4項に規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急	(新設)

改正後	改正前
<u>上陸許可書又は遭難による上陸許可書（以下この１において「各種許可書」という。）とともに、旅券を提示した場合に限り、措置法第 87 条の 6 第 1 項の規定が適用されることに留意する。</u> <u>（注） 1 出入国管理及び難民認定法第14条の 2 又は第16条から第18条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者における酒類購入記録情報（措置法第87条の 6 第 2 項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する酒類購入記録情報をいう。以下同じ。）は、各種許可書の番号ではなく、措置規則第37条の 4 の 4 第 2 項第 2 号《日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等》に規定する旅券の番号によることに留意する。</u> <u>2 出入国管理及び難民認定法第14条の 2 に規定する上陸の許可を受けて在留する者が措置令第46条の 8 の 2 第 2 項に定める方法として輸出酒類販売場に提示する同項第 1 号に規定する旅券には、旅券の写しを含む。</u> 2 輸出酒類販売場で販売する酒類（措置法第87条の 6 第 1 項適用酒類）の範囲 措置令第46条の 8 の 2 <u>第 4 項</u>第 1 号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する「製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類」とは、輸出酒類販売場である酒類の製造場のほか、自己の他の酒類の製造場において製造免許を受けている酒類の品目をいい、同項第 2 号に規定する「当該酒類製造者が製造した酒類」には、自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含むものとする。 （注） 例えば、連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎を混和又は課税酒類と未課税酒類を混和したいわゆる混和酒は、「当該酒類製造者が製造した酒類」に含むことに取り扱う。 <u>（削除）</u> 3 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続	2 輸出酒類販売場で販売する酒類（措置法第87条の 6 第 1 項適用酒類）の範囲 措置令第46条の 8 の 2 <u>第 2 項</u>第 1 号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する「製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類」とは、輸出酒類販売場である酒類の製造場のほか、自己の他の酒類の製造場において製造免許を受けている酒類の品目をいい、同項第 2 号に規定する「当該酒類製造者が製造した酒類」には、自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含むものとする。 （注） 例えば、連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎を混和又は課税酒類と未課税酒類を混和したいわゆる混和酒は、「当該酒類製造者が製造した酒類」に含むことに取り扱う。 3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い <u>一般物品（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条第 3 項第 1 号《輸出品販売場における免税販売手続等》に規定する「一般物品」をいう。以下同じ。）と酒類で一の資産を構成している（組み合わせで一の商品としているものを指し、例えば、一般物品に該当する徳利とお猪口に酒類を組み合わせで一の商品としているもの等）場合は、消耗品等（同条第 2 項第 2 号に規定する消耗品並びに同条第 4 項の規定により消耗品として同条第 2 項、第 3 項、第13項及び第14項並びに同令第 18条の 3 第 1 項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下同じ。）に該当することに留意する。</u> 4 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続

改正後	改正前
措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けることができる酒類は、措置令第46条の8の2第4項第3号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》の規定により、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第1項《輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の2第2項第1号ロ《輸出品販売場の許可に関する手続等》に規定する免税販売手続（以下「消費税免税販売手続」という。）により販売する酒類となるのであるから留意する。 したがって、<u>一般型輸出品販売場（同号に規定する一般型輸出品販売場をいう。以下同じ。）の許可を受けた輸出酒類販売場における措置令第46条の8の4第2項第4号《輸出酒類販売場の許可に関する手続等》に規定する免税販売手続（以下「免税酒類販売手続」という。）に係る事務について、免税手続カウンター（消費税法施行令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》に規定する免税手続カウンターをいう。以下同じ。）において、同項の規定に基づき消費税免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者（同項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。）に委託して行わせる場合は、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類につき、消費税免税販売手続に係る事務を、当該承認免税手続事業者が当該輸出酒類販売場を営営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該消費税免税販売手続に係る事務と併せて行う免税酒類販売手続に係る事務についても、当該承認免税手続事業者が当該輸出酒類販売場を営営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。</u> <u>また、措置令第46条の8の2第3項の規定により免税購入対象者に対して行うこととされている説明は、当該承認免税手続事業者が行うことに留意する。</u> 4 承認免税手続事業者との間で必要となる措置等 <u>輸出酒類販売場を営営する酒類製造者が、当該輸出酒類販売場において販売する免税対象酒類（措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する免税対象酒類をいう。以下同じ。）に係る免税酒類販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせるためには、次に掲げる措置が当該輸出酒類販売場を営営する酒類製造者によって講じられていることが必要になるのであるから留意する。</u> <u>(1) 当該輸出酒類販売場において販売した免税対象酒類と当</u>	措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けることができる酒類は、措置令第46条の8の2第2項第3号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》の規定により、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第1項《輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令第18条の2第2項《輸出品販売場の許可に関する手続等》に規定する<u>輸出品販売場の許可の区分に応じた消費税における免税販売手続（同令第18条第7項《輸出品販売場における免税販売手続等》に規定する免税販売手続をいう。以下同じ。）</u>により販売する酒類となるのであるから留意する。 したがって、<u>手続委託型輸出品販売場（同令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出品販売場をいう。以下同じ。）の許可を受けた輸出酒類販売場における措置法第87条の6第1項の適用を受けるための手続（以下「免税酒類販売手続」という。）は、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類につき、免税販売手続を、当該免税販売手続（購入記録情報（消費税法施行令第18条第7項に規定する購入記録情報をいう。以下同じ。）の提供に係るものを除く。）の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（同令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。）が輸出酒類販売場を営営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該免税販売手続と併せて行う免税酒類販売手続についても、当該承認免税手続事業者が輸出酒類販売場を営営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。</u> <u>なお、措置令第46条の8の2第9項の規定により免税購入対象者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</u> <u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>該承認免税手続事業者が設置した免税手続カウンターにおいて免税酒類販売手続を行う免税対象酒類とが同一であることを確認できるようにするための措置</u> <u>(2) 当該免税手続カウンターにおいて、免税酒類販売手続を行う免税対象酒類について、まだ免税酒類販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置</u> <u>(3) (1)及び(2)の措置のほか、当該免税手続カウンターにおいて行う免税酒類販売手続に必要な情報の提供</u>	
<u>5 免税酒類販売手続の併用</u> <u>一の輸出酒類販売場において行う免税酒類販売手続について、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者自ら実施する方法と承認免税手続事業者に委託して行わせる方法は、併用することに留意する。ただし、併用する場合に、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税手続カウンターにおいて免税酒類販売手続を行う免税対象酒類について、当該輸出酒類販売場で免税酒類販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置を講じて、同一の免税対象酒類につき免税酒類販売手続が重複して行われないようにする必要があることに留意する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>6 「消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類」の意義</u> <u>措置令第46条の8の2第4項第3号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する「消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類」とは、消費税法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》に規定する税関長の確認を受け、同条第3項に規定する税関確認情報の提供を受けている酒類をいうのであるが、同条第4項の規定により当該酒類に係る同条第2項に規定する購入記録情報及び当該税関確認情報の保存をしていない場合には該当しないのであるから留意する。</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>5 輸出酒類販売場の許可を受けていない販売場に係る酒類購入記録情報の提供方法等の届出書の提出</u> <u>措置令第46条の8の2第5項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》の規定により、酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下同じ。）を国税庁長官へ提供する場合に輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、あらかじめ提出すべき措置規則第37条の4の5第1項《酒類購入記録情報の提供方法等》に規定する届出書は、酒類製造者が新たに輸出酒類販売場の許可を受けようとする場合においては、措置令第46条の8の4第1項《輸出酒類販売場の許可に関する手続等》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
(削除)	う。 (2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は輸出酒類販売場を経営する酒類製造者若しくは承認送信事業者が措置令第46条の8の2第5項の規定により行う酒類購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税酒類販売手続の際に遅滞なく行うことができなかったことにつき、これらの者（手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の場合は、承認免税手続事業者を含む。）の責めに帰することができない状況にある事態をいう。 (注) 措置令第46条の8の2第5項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。 9 承認送信事業者から輸出酒類販売場を経営する酒類製造者への酒類購入記録情報の提供 措置令第46条の8の2第11項後段《輸出酒類販売場における免税販売手続等》の規定に基づき承認送信事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に対して行う酒類購入記録情報の提供は、購入記録情報の提供に併せて行うのであるが、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ 承認送信事業者の使用に係る電子計算機と輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき酒類購入記録情報を送信し、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 当該承認送信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を電気通信回線を通じて当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の閲覧に供する方法 (2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに酒類購入記録情報を記録したものを交付する方法 (注) (1)ロに従って当該承認送信事業者が当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該酒類購入記録情報を措置規則第37条の4の6第2項《承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等》の規定により準用される消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）第10条の6第2項《承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存》の規定に従って保存し

改正後	改正前
1 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供の時期 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、措置法第87条の6第2項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により、免税酒類販売手続の際、遅滞なく行わなければならない。 なお、同条第1項の税関長の確認は同条第2項の規定により提供された酒類購入記録情報に基づき行うことから、免税購入対象者（輸出酒類販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含む。以下この1において同じ。）が当該税関長の確認を受ける時までに酒類購入記録情報が提供されなかった場合には、当該税関長の確認は行わないことに留意する。 （注） 酒類購入記録情報の内容に不備又は不実の記載があり、免税購入対象者が同条第1項の税関長の確認を受ける時までに正しい内容の酒類購入記録情報の提供がない場合も同様である。 2 承認免税手続事業者に免税販売手続を委託する場合の酒類購入記録情報の提供等 免税酒類販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせた輸出酒類販売場の酒類購入記録情報の提供等（措置令第46条の8の3第1項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。以下同じ。）については、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者又は当該酒類製造者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送受信事業者も行うことができることに留意する。 （注） 輸出酒類販売場の酒類購入記録情報の提供等に係る事務は、例えば、免税酒類販売手続に係る事務を委託する当該承認免税手続事業者以外の承認送受信事業者に委託して行わせることもできるが、この場合であっても、酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は免税酒類販売手続の際、購入記録情報の提供と併せて遅滞なく行われなければならない。 3 承認送受信事業者から輸出酒類販売場を経営する酒類製造	る。 (1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。 (2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう（同条第4項において同じ。）。 （新設） （新設） （新設）

改正後	改正前
者への酒類購入記録情報等の提供 <u>措置令第46条の8の3第3項《承認送受信事業者に委託して行わせる酒類購入記録情報の提供等》の規定に基づき承認送受信事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に対して行う酒類購入記録情報又は措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する税関確認情報（以下「酒類税関確認情報」という。）の提供方法は、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u> イ <u>承認送受信事業者の使用に係る電子計算機と輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき酒類購入記録情報又は酒類税関確認情報を送信し、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> ロ <u>当該承認送受信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報又は酒類税関確認情報を電気通信回線を通じて当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の閲覧に供する方法</u> <u>(2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに酒類購入記録情報又は酒類税関確認情報を記録したものを交付する方法</u> <u>(注) 1 (1)ロに従って当該承認送受信事業者が当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報又は酒類税関確認情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の閲覧に供し、かつ、当該承認送受信事業者が当該酒類購入記録情報又は酒類税関確認情報を措置規則第37条の4の6第5項《酒類購入記録情報の提供方法等》の規定により準用される消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）第6条の4第5項《購入記録情報の提供方法等》に定める方法に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該承認送受信事業者から提供を受けた酒類購入記録情報又は酒類税関確認情報を措置規則第37条の4の6第5項の規定により準用される消費税法施行規則第6条の4第5項の規定に従って保存しているものとして取り扱う。</u> <u>2 承認送受信事業者は、国税庁長官から提供を受けた酒類税関確認情報を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に遅滞なく提供することに留意する。</u>	

改正後	改正前
1 税関長による酒類購入記録情報の確認 <u>措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》により、酒類税関確認情報は酒類購入記録情報ごとに税関長が提供することとされており、同条第1項の税関長の確認は、当該酒類購入記録情報を単位として行うのであるが、同条第2項の規定により酒類購入記録情報は、消費税法第8条第2項《輸出品販売場における輸出免税の特例》の規定による購入記録情報の提供と併せて提供されることとなっているのであるから、当該酒類購入記録情報の税関長の確認は、当該購入記録情報の確認と併せて行うことになるのであるから留意する。</u> 第4項関係 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>販売した際の移出については、措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けられないこととなるが、免税販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類であって、当該戻し入れにつき、法第30条第1項《戻し入れの場合の酒税額の控除等》の規定による控除を受けようとししない場合には、免税販売した際の当該移出及び当該戻し入れはなかったものとして取り扱う。</u> <u>(新設)</u> 第5項関係 1 免税購入対象者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった場合の酒税の即時徴収 <u>措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項に規定する酒類で免税購入対象者が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入した酒類を、当該免税購入対象者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）に適用され、同条第6項の規定は、当該酒類を当該免税購入対象者から譲り受けた場合及び当該酒類を当該免税購入対象者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該酒類の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。</u> <u>この場合において、当該酒類を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、税務署長は、当該所持した者から同条第6項後段の規定により酒税を徴収するのであるから留意する。</u> 2 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日 <u>措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、同項に規定する譲渡若しくは所持をさせた日又は譲受け若しくは所持をした日であり、延滞税の計算は当該法定納期限</u>

改正後	改正前
<u>1 酒類税関確認情報の保存が免税対象酒類を移出した日の翌月以降となった場合の取扱い</u> <u>措置法第 87 条の 6 第 1 項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同項の免税対象酒類を移出した輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が同条第 4 項の規定に基づき酒類購入記録情報及び酒類税関確認情報を保存しなければ適用されないものであるから、当該移出に係る法定申告期限までに酒類税関確認情報の提供がなかった場合にあっては、当該移出した日の属する月分の課税移出として申告することになるのであるから留意する。</u> <u>なお、この場合において、(1)又は(2)のいずれかの処理を、継続して行っているときは、当該免税対象酒類の移出について、同条第 1 項の規定の適用を認めることとして差し支えない。</u> <u>(1) (2)以外の場合</u> <u>イ 移出した日の属する月分の申告</u> <u>当該免税対象酒類を移出した日の属する月分の酒税申告における法第 30 条の 2 第 1 項又は第 2 項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》の規定による申告書（期限内に提出するものに限る。以下この 1 において「期限内申告書」という。）において課税移出として処理している。</u> <u>ロ 酒類税関確認情報を保存した日の属する月分の申告</u> <u>当該移出した免税対象酒類に係る酒類税関確認情報を保存した日の属する月分の期限内申告書において、当該保存した酒類税関確認情報に係る免税対象酒類の数量を、輸出免税数量に加算する処理をしている。</u> <u>ハ 課税移出数量が酒類税関確認情報の保存に係る免税対象酒類の数量に満たない場合の取扱い</u> <u>ロにおいて、その製造場から課税移出した数量が、同一月内における当該製造場の酒類税関確認情報の保存に係る免税対象酒類の数量に満たない品目がある場合には、当該数量については、期限内申告書において、当該免税対象酒類を当該製造場に戻し入れ、更に当該製造場から輸出免税の適用を受けて移出したこととして処理している。</u> <u>(2) 継続的に課税移出数量が酒類税関確認情報の保存に係る数量より少ない場合</u> <u>継続的に、その製造場から課税移出した数量が、同一月内における当該製造場の酒類税関確認情報の保存に係る免税対象酒類の数量に満たない場合には、当該製造場から移出した日の属する月分の期限内申告書において輸出免税数量として処理し、当該免税対象酒類に係る酒類税関確認情報の保存ができないことが事実となった日の属する期限内申告書</u>	<u>の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>において、課税移出したこととして処理している。</u> 2 災害その他やむを得ない事情の意義 <u>措置法第87条の6第4項ただし書《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次の各号に掲げるところによる。</u> (1) <u>「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u> (2) <u>「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又はその酒類製造者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u>	<u>(新設)</u>
第6項関係 1 免税対象酒類が輸出されないこととなった場合の酒税の即時徴収 <u>措置法第87条の6第6項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項の税関長の確認を受けた免税対象酒類が輸出されないこととなった場合に適用される。また、同条第6項の規定に基づき同条第1項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を徴収された場合であっても、正当な理由なく、同条第5項の規定に違反して同項の免税対象酒類を輸出しなかったときは、同条第16項の規定の適用対象となることに留意する。</u> 2 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日 <u>措置法第87条の6第6項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、同条第1項の税関長の確認を受けた免税対象酒類が輸出されないこととなった日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
第8項関係 1 輸出酒類販売場の許可の取扱い <u>措置法第87条の6第8項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する輸出酒類販売場の許可をする場合は、その場所が、消費税法第8条第7項《輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税》に規定する輸出品販売場のうち、一般型輸出品販売場の区分に係る許可を受けていなければならないのであるが、それに加えて、免税酒類販売手続及び酒類購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されている必要があることに留意する。</u>	第8項関係 1 輸出酒類販売場の許可の取扱い 措置法第87条の6第8項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する輸出酒類販売場の許可をする場合は、その場所が、消費税法第8条第7項《輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税》に規定する輸出品販売場の許可を受けていなければならないことに留意する。

改正後	改正前
3 酒類購入記録情報等の酒類製造者への提供方法 <u>措置令第46条の8の3第3項《承認送受信事業者に委託して行わせる酒類購入記録情報の提供等》の規定により、承認送受信事業者は酒類購入記録情報及び酒類税関確認情報を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者へ提供しなければならないのであるが、当該提供は、例えば、当該輸出酒類販売場が免税酒類販売手続を委託して行わせる承認免税手続事業者を通じて行うこともできるのであるから留意する。</u> <u>なお、この場合においては、当該承認免税手続事業者は酒類税関確認情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に遅滞なく提供することに留意する。</u> 4 酒類の蔵置場の取扱い 第11項関係 1 「<u>当該輸出酒類販売場において免税対象酒類を販売する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合</u>」の意義 措置法第87条の6第11項第2号《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「<u>当該輸出酒類販売場において免税対象酒類を販売する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合</u>」とは、<u>輸出酒類販売場における措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に基づく免税購入対象者の確認が相当程度十分に行われておらず、その状況が継続している場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出酒類販売場としての状況が特に不適当と認められる場合をいう。</u> 2 「<u>酒類購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合</u>」の意義 <u>措置法第87条の6第11項第3号《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「酒類購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合」とは、例えば、短期間に繰り返し不備若しくは不実の記録がある酒類購入記録情報を送信し若しくは繰り返し酒類購入記録情報を遅滞して送信し又は酒類購入記録情報を遅滞して大量に送信することにより同条第1項の税関長の確認に支障を来すと認められる場合又は国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の運用に影響を与える若しくはそのおそれがあると認められる場合をいう。</u>	<u>（新設）</u> 3 酒類の蔵置場の取扱い 第11項関係 1 「<u>輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合</u>」の意義 措置法第87条の6第11項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「<u>輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合</u>」とは、<u>免税購入対象者に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出酒類販売場としての物的、人的及び資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u> <u>（新設）</u>